

名称	設備名	仕様	系統	台数
WHG-1-1	ガス湯沸し器	屋外壁掛け・強制給排気形; ガス消費量 30000 kcal/h; 加熱能力 34.9 kcal/h; 125w	保健室シャワー系統	1
WHG-2-1	ガス湯沸し器	屋外設置床置形; ガス消費量 96000 kcal/h; 加熱能力 126.3 kcal/h; 170w	水遊場系統	1
WHG-R-1	ガス湯沸し器	屋外設置床置形; ガス消費量 57000 kcal/h; 加熱能力 66.3 kcal/h; 83w	3階特別教室系統	2
WHE-1	電気温水器	飲雑両用形; 35.0 l; 3.0kw		7
HB-1A	1号消火栓箱	埋込形		20
FT-1	消火用補給水槽	SUS製; 有効容量 0.7m3	(屋上)	1
TW-2	副受水槽	SUS製; 有効容量 0.7m3	(ポンプ室)	1
GT-1	グリーストラップ	SUS製土間埋設パイプ方式(3槽式); 本体容量 250 l	(屋外)	1
PD-P-8	雨水移送ポンプ	汚水用水中ポンプ(交互並列運転)着脱式; 吐出量 50l/min; 0.75kw	(雨水貯留槽)	2
TK-1	滅菌材注入装置	薬剤タンク PCV製 100l; 薬注ポンプ 10 ml/min		1
GS-1	生ゴミ処理装置	バイオ式(好気性発酵菌)屋外設置形; 処理能力 40kg/日; 脱臭装置内臓形式 水蒸気排水処理形; 3.4kw	(屋外)	1
PFU-B1-1	消火ポンプ	屋内消火栓ポンプユニット(連結散水設備兼用形); 吐出量 450 l/min; 11.0kw	(ポンプ室)	1

3. ソーラー設備機器

名称	設備名	仕様	台数
SC-1	太陽熱集熱機	真空ガラス管式; 有効集熱面積1.82㎡/台; 太陽光線吸収率 $\alpha \geq 0.91$; 放射率 $\leq \epsilon$; 寸法 2970L*982*180H;	73
ST-1	蓄熱槽	SUS444パネル組立式; 容量 6.0m3(呼称); 111kw, 95,600kcal/H	1
ST-2	予熱槽	SUS444、横型; 容量 6.0m3(呼称); 111kw, 95,600kcal/H	1
BT-1	膨張タンク	密閉式ダイヤグラム型; 最大許容圧力 8kg/cm ²	1
SP-1	集熱ポンプ	ステンレス製ラインポンプ; 0.75kw, 150 l/min	1
HP-1	余熱循環ポンプ	ステンレス製ラインポンプ; 0.4kw, 150 l/min	1

4. プールろ過設備

名称	設備名	仕様	台数
WF1	循環ろ過装置	全自動砂式循環ろ過装置; 130m3/h処理	73
PF1	循環ポンプ装置	陸上渦巻きナイロンコーティングポンプ; 15kw	1
CL1	塩素注入装置	比例制御ポンプ; 吐出量 7.8 l/h; 吐出圧力 5kgf/cm ² ; 0.03kw	1
AL1	凝集材注入装置	定量注入電磁パルスポンプ; 吐出量1.2 l/h; 吐出圧力 5kgf/cm ² ; 0.013kw	1
HE1	熱交換器	プレート式; 534,000kcal/h; 1次側温水 60→55°C; 二次側プール水 130m3/h, 0.05kw	1
AC1	エアークンプレッサー	圧力開閉器式空気圧縮機; 吐出空気量 25NL/min; 吐出圧力 5kgf/cm ² ; 0.2kw	1
LC1	オーバーフロー水槽水位計	電極式・5P・3P	1
MV1A	吸込用切換用電動弁(本体循環系統)	電動バタフライ弁 200A 任意開度調節型; 0.05kw	1
MV1B	吸込用切換用電動弁(オーバーフロー水循環系統)	電動バタフライ弁 150A 任意開度調節型; 0.05kw	1
MV1C	プール排水用電動弁	電動ボール弁 150A; 0.05kw	1
OT1A	オーバーフロー水槽	FRP単板パネルタンク	1
OT1B	オーバーフロー水槽	FRP単板パネルタンク	1
SV1	電磁弁装置	50A; 0.05kw	1
FC1	流量計	瞬間・積算流量計	1

名称	設備名	仕様	系統	台数
WT1	水質監視装置	全自動連続プール水質監視装置; 0.1kw		1
CB1	ろ過装置制御盤	屋内自立型		1
CB2	遠方操作盤	屋内掛け型		1
WF2	循環ろ過装置	全自動砂式循環ろ過装置; 8m ³ /h処理; 0.05kw		1
PF2	循環ポンプ装置	陸上渦巻きナイロンコーティングポンプ; 1.5kw		1
CL2	塩素注入装置	比例制御ポンプ; 吐出量 1.2 l/h; 吐出圧力 5kgf/cm ² ; 0.013kw		1
AL2	凝集材注入装置	定量注入電磁パルスポンプ; 吐出量1.2 l/h; 吐出圧力 5kgf/cm ² ; 0.013kw		1
HE2	熱交換器	シェル&チューブ式; 31,000kcal/h; 1次側温水 60→55°C; 二次側プール水 8m ³ /h, 0.05kw		1
LC2	オーバーフロー水槽水位計	電極式・5P・3P		1
MV2A	吸込用切換用電動弁(本体循環系統)	電動バタフライ弁 80A 任意開度調節型; 0.05kw		1
MV2B	吸込用切換用電動弁 (オーバーフロー水循環系統)	電動バタフライ弁 80A 任意開度調節型; 0.05kw		1
MV2C	プール排水用電動弁	電動ボール弁 80A; 0.05kw		1
OT2	オーバーフロー水槽	FRP単板パネルタンク		1
SV2	電磁弁装置	40A; 0.05kw		1
FC2	流量計	瞬間・積算流量計		1
WT2	水質監視装置	全自動連続プール水質監視装置; 0.1kw		1

【参考資料】調布市立小中学校の維持管理業務委託仕様

空調設備保守点検業務委託仕様書

1. 件名:小・中学校空調設備(電機式・ガス式)保守点検業務委託
2. 目的:冷暖房機器を日常使用に支障のないよう、定期的に点検整備及び清掃し、故障予防の保全作業を行う。
3. 作業項目及び点検機種等
別紙「空調設備点検整備項目(電機式・ガス式)」によるほか、各機器メーカーの専門業者により取扱い説明書及びメンテナンス仕様にそって、確実にを行い、PL法を遵守すること。又、点検機種等については、別紙のとおりとする。

点検作業内容

- (1) 冷房始業時の点検整備及び試運転(フィルター清掃含む)6月30日までに実施すること。
 - (2) 暖房始業時の点検整備及び試運転(フィルター清掃含む)11月30日までに実施すること。
 - (3) 各機器本体組込の電機集塵機及び加湿器等(別置型含む)の点検整備を実施すること。
 - (4) 各機器の絶縁試験及び自動機器の点検整備を実施すること。
 - (5) 各ポンプグランドパッキン等に支障がある場合は、始業点検時に交換すること。
 - (6) 消耗品の軽微な部品の交換、並びに軽微な修繕は、保守点検業務委託のなかに含むものとする。
又、これ以外のものについては、双方協議の上別途支払うものとする。
 - (7) 各施設のフィルター清掃は、下記の月に実施すること。
小中学校 夏期 7月, 9月 冬期 12月, 1月, 2月, 3月
4. その他
 - (1) 作業開始前に日程表を提出し、担当者と充分打合せを行うこと。
 - (2) 委託契約期間内に、空調機器類異常の連絡を受けた場合は、速やかに原因を調査し、担当者に報告すること。
 - (3) 空調機器の故障を発見した場合は、速やかに報告し、担当者の指示により早急に対処すること。
 - (4) 点検作業終了時に、保守点検チェックシート、機器類異常箇所及び対処方法一覧、各作業写真、機器類異常箇所の写真、フィルター清掃、交換報告書、その他担当者が指示したものを遅延無く提出すること。
 - (5) 小中学校の保健室の空調機は、空気清浄機の点検も同時に行い、集塵フィルターの交換を冷房始業時の点検整備時に行うこと。

空調機器点検整備項目(電機式)

1. パッケージエアコン

(1) 室外機

圧縮機、操作回路、ファンの絶縁測定及び圧縮機、ファンの運転電流測定、冷媒高圧、低圧圧力測定及び熱交換器吸込、吹出空気温度測定、冷媒系統ガス漏れ検知及び熱交換器目詰まり、汚れ、フィン状態確認、電機配線増締め確認及び開閉器、ヒューズ(ブレーカー)容量確認、保護装置点検、配管のあたり確認(特にキャピラリーチューブ)、圧縮機、送風機、ベアリング等の異常音、異常振動確認

(2) 室内機

フィルター、ドレンパン、機器内、吸込、吹出口の清掃及びドレン配管詰まり点検、冷媒系統ガス漏れ検知及び熱交換器目詰まり、汚れ、フィン状態確認、室内ファン絶縁抵抗、運転電流測定、及び電気端子増締め確認、室内機運転時の異常音、異常振動確認、リモートコントローラー機能点検及び各設定スイッチの設定、サーモスタット動作確認、吸込、吹出温度等計測

2. 冷却塔

冷暖房開始前の水槽、ストレーナー等の清掃及び水張り、水処理剤(スライム防止、スケール防止、腐食防止、レジオネラ菌除去)投入、各バルブ切替え及び冷却水配管のエアー抜き、水漏れ点検、ブローダウン量の調整、散水器的散水状態確認、冷却水ポンプ運転、停止時の水槽水位確認及びボルトタップ動作点検、冷却水出入口温度、圧力測定

冷却水ポンプグランドパッキン点検整備(劣化の場合交換)、ファンベルト点検調整、羽根軸、リベットの状態点検、ポンプ、ファン等の異常音、異常振動、運転状態確認、電気系統点検、計測(ポンプ、ファンの運転電流、絶縁抵抗)電源端子増締め確認、凍結防止サーモスタット動作確認、冷房運転終了時の冷却塔、冷却水配管の水抜き

3. ファンコイルユニット

冷温水配管エアー抜き、及びエアー抜き弁の点検、フィルター、ドレンパン、機器内、吸込、吹出口の清掃、ドレン配管詰まり、水漏れ、フィンの状態、機器内の汚れ点検、ファン等の異常音、異常振動、運転状態の確認

認, 吸込, 吹出温度等計測, 操作スイッチ, 配線結線状態確認

4. エアハンドリングユニット

各バルブ切替え, 冷温水配管エア抜き, 及びエア抜き弁, 水漏れ点検, フィルター, ドレンパン, 機器内, 吸込, 吹出口の清掃, ドレン配管詰まり, 水漏れ, フィンの状態, 機器内の汚れ点検, ファン等の異常音, 異常振動, 運転状態確認, 外気導入ダクトダンパー, その他のダンパー点検調整及びキャンバス継手点検, 室内温湿度, 吸込, 吹出温度, 吹出風量等計測, チャンパー, ダクトのエア漏れ点検, サーモスタット, ヒュミデスタット点検調整, 電気系統点検, 計測(ファンの運転電流, 絶縁抵抗)電源端子増締め確認, ファンベルト点検調整, 軸受, ファンローター点検, 加湿器動作点検

5. 加湿器

暖房運転開始前の給水バルブ開, 水漏れ点検, 水槽, 給水トレーナーの清掃, 機器内, ダクト接続箇所点検, 超音波加湿ユニットの振動子点検(超音波加湿器), 加湿エレメントの点検(自然気化式加湿器), 加湿状態確認, 湿度測定, ヒュミデスタット点検調整, ヒーターの点検(蒸発式加湿器), 暖房運転終了後の給水バルブ閉

6. 空気清浄機

プレフィルター及び機器内の清掃, 電気集塵機清掃, 集塵フィルター交換(年1回), 作動ランプ類, 配線結線, 作用スイッチ, 高電圧発生部, 集塵装置点検, 運転電流, 絶縁抵抗測定, 運転状態, 室内環境確認及び異常音, 振動確認

7. 空調用換気扇

熱交換エレメント清掃(年1回), 機器内, 吸込, 吹出口の清掃, ファン等の異常音, 異常振動, 運転状態確認, 換気風量測定, 操作スイッチ, 配線結線状態確認

空調機器点検整備項目(ガス式)

1. 吸収式冷温水発生機

(1) 設置状況

機器外観(損傷, 欠品), 水平確認, 運転状態, 異常音, 振動確認, 本体発錆, 断熱材の劣化, 剥離, 及び機器廻り弁類, 配管保温状態確認, 煙導状態, 給排気確認

(2) 電気関係

リレー, マグネット類の異常音, 発熱, チャタリング確認, 各端子の緩み, コネクター類の接続確認, 補機(冷温水ポンプ, 冷却水ポンプ, 冷却塔ファン)の運転電流測定, サーマルリレー設定値の適合及び絶縁抵抗の測定, センサー電熱部のシリコン量の点検, 補充

(3) 燃焼関係

フレームロッド, 点火ロッドの汚れ, 劣化, 位置点検, ガス焚, パッフル板の損傷, 劣化点検, 電磁弁, ガバナ, 調圧弁の作動機能確認, 送風機の運転状態, 異常音, 振動確認, ガス焚フレーム電流の測定(点火時), ガバナの設定確認, 調整(風圧, ガス圧), 点火, 火移り, 消火状態, ガス漏れ, 排気漏れ確認, 廃ガス分析, 各部温度, 圧力測定, 蒸発機温度, 凝縮機温度, 高温再生機温度, 冷却水出入口温度, 冷温水出入口温度, 冷却水出入口圧力, 冷温水出入口圧力, 燃焼風圧, ガス圧測定

(4) 補機関係

冷温水, 冷却水ポンプグランドパッキン点検調整(劣化の場合交換), 冷温水, 冷却水ポンプの異常音, 異常振動, 運転状態確認

2. 冷却塔

冷房運転開始前の水槽, ストレーナー等の清掃及び水張り, 水処理剤(スライム防止, スケール防止, 腐食防止, レジオネラ菌除去)投入, 各バルブ切替え及び冷却水配管のエア抜き, 水漏れ点検, フローダウン量の調整, 散水器の散水状態確認, 冷却水ポンプ運転, 停止時の水槽水位確認及びボールタップ動作点検, 冷却水出入口温度, 圧力測定, 冷却水ポンプグランドパッキン点検整備(劣化の場合交換), ファンベルト点検調整, 羽根軸, リベットの状態点検, ポンプ, ファン等の異常音, 異常振動, 運転状態確認, 電気系統点検, 計測(ポンプ, ファンの運転電流, 絶縁抵抗)電源端子増締め確認, 凍結防止サーモスタット動作確認, 冷房運転終了時の冷却塔, 冷却水配管の水抜き

3. ファインコイルユニット

冷温水配管エア抜き, 及びエア抜き弁の点検, フィルター, ドレンパン, 機器内, 吸込, 吹出口の清掃, ドレン配管詰まり, 水漏れ, フィンの状態, 機器内の汚れ点検, ファン等の異常音, 異常振動, 運転状態確認, 吸

込, 吹出温度等計測, 操作スイッチ, 配線結線状態確認

4. エアハンドリングユニット

各バルブ切替え, 冷温水配管エア抜き, 及びエア抜き弁, 水漏れ点検, フィルター, ドレンパン, 機器内, 吸込, 吹出口の清掃, ドレン配管詰まり, 水漏れ, フィンの状態, 機器内の汚れ点検, ファン等の異常音, 異常振動, 運転状態確認, 外気導入ダクトダンパー, その他のダンパー点検調整及びキャンパス継手点検, 室内温湿度, 吸込, 吹出温度, 吹出風量等計測, チャンバー, ダクトのエア漏れ点検, サーモスタット, ヒュミデスタット点検調整, 電気系統点検, 計測(ファンの運転電流, 絶縁抵抗)電源端子増締め確認, ファンベルト点検調整, 軸受, ファンローター点検, 加湿器動作点検

5. 加湿器

暖房運転開始前の給水バルブ開, 水漏れ点検, 水槽, 給水トレーナーの清掃, 機器内, ダクト接続箇所点検, 超音波加湿ユニットの振動子点検(超音波加湿器), 加湿エレメントの点検(自然気化式加湿器), 加湿状態確認, 湿度測定, ヒュミデスタット点検調整, ヒーターの点検(蒸発式加湿器), 暖房運転終了後の給水バルブ閉

6. 空調用換気扇

熱交換エレメント清掃(年1回), 機器内, 吸込, 吹出口の清掃, ファン等の異常音, 異常振動, 運転状態確認, 換気風量測定, 操作スイッチ, 配線結線状態確認

7. ガスエンジンヒートポンプユニット

(1) 駆動系統(ガスエンジン)

エンジンのかかり具合点検, 運転中の異常音, 異常振動確認, 排気, 調速の状態確認, スパークプラグの状態点検, 清掃, オイル量, オイル漏れ, オイルの劣化, オイルフィルター点検及び交換, オイル交換, 又は補充した場合のオイル量計測, エアエレメントの状態確認, スパークプラグの点検及び交換, タイミングベルトの張力調整, ガスリーク, ホースの取り付け状態点検, バッテリー液の電圧, 比重測定及び量確認, 補充

(2) 熱交換器

フィンの目詰まり, つぶれ確認, 冷却水の量, 不凍液の交換, 漏れ点検, ホース取り付け状態点検, 冷却水ポンプ, 換気ファンの作動確認

(3) 熱源系統(圧縮機)

排気ドレンホースの点検, バルブクリアランスの点検調整, 冷媒配管の状態, 冷媒の漏洩点検, コンプレッサーベルトのたわみ, 冷媒の漏れ, 磨耗点検, 送風機, 熱交換機の作動, 異常音, 異常振動確認

(4) 室内機

フィルター, ドレンパン, 機器内, 吸込, 吹出口の清掃及びドレン配管詰まり点検, 冷媒系統ガス漏れ検知及び熱交換器目詰まり, 汚れ, フィン状態確認, 室内ファン絶縁抵抗, 運転電流測定, 及び電気端子増締め確認, 室内機運転時の異常音, 異常振動確認, リモコンコントローラー機能点検及び各設定スイッチの設置, サーモスタット動作確認, 冷暖房能力の確認, 外観の確認, 吸込, 吹出温度等計測

(5) 室外機

室外機絶縁抵抗, 運転電流測定, 及び電機端子増締め, 室外機運転時の異常音, 異常振動確認, 概観の確認

(6) 加湿器

加湿エレメントの点検, 暖房運転開始前の給水バルブ開, 水漏れ点検, 水槽, 給水トレーナーの清掃, 機器内, ダクト接続箇所点検, 加湿状態確認

(7) 総合点検

運転電流, 絶縁抵抗の測定, 騒音, 振動, 運転状態確認, 保護装置の作動確認

漏水調査業務委託仕様書

1. 件名: 調布市立小・中学校漏水調査業務委託

2. 定期検査回数 1回

3. 目的: 本業務は, 年1回の定期調査により各学校敷地内の給水施設の点検及びデータ収集, 分析, 管理等によって漏水の早期発見と無効使用をなくすため行う。

4. 委託業務内容

- (1) 現場下見調査
学校要覧，校舎配置図，水道配管及び竣工図等を参考資料として現場下見調査を行い，給水施設を把握し調査に備える。また，表出水等にも充分注意し異常箇所のチェックも同時に行う。
 - (2) 流量測定調査
量水器検針及び受水槽，高置水槽での水位測定により不明水量の把握，分析を行う。
 - (3) 蛇口音聴調査
全蛇口による音聴を行い，異常音の探知を行う。
 - (4) 止水栓，制水弁音聴調査
全止水，制水弁による音聴を行い，異常音の探知を行う。
 - (5) 受水槽，高置水槽確認調査
バルブ開閉，水位測定，異常音の有無なそにより施設機能の点検調査を行う。
 - (6) 消火栓確認調査
屋内消火栓設備を持つ学校施設について，すべての取出し管を音聴し，異常音の探知を行う。
 - (7) プール確認調査
バルブ開閉，水位測定，などにより点検調査を行う。又，濾過循環配管の調査点検も行う。
 - (8) 管路面音聴調査
全給水管路面（埋設管上あるいは壁面上 3 0 cm ~ 5 0 cm 間隔）の音聴により，異常音の探知を行う。
 - (9) 漏水箇所確認調査
管路面音聴調査によって発見された異常箇所を再度音聴し，ポーリングを行い，漏水による噴射音や漏れ水の確認を行う。また，側溝等に流出している異常出水地点では，残留塩素反応により浄水であるか否かの判定を行い，漏水の有無を判別する。
ポーリング作業であけた穴は，似た材質等で補修する。
 - (1 0) 補足作業
漏水がある場合は，不明管調査を行う。
給水管及び消火栓の系統図を作成し提出する。
特別水道施設（節水装置等）の施設機能も点検調査する。
5. 提出書類
- (1) 委託着手届（工程表）
 - (2) 現場代理人，主任技術者選任届
 - (3) 調査日程表
 - (4) 点検実施報告書（各学校）
漏水箇所報告書
点検実施記録表
 - (5) 委託完了届
 - (6) 作業写真
6. 付則
- (1) この調査点検を受託したものは，誠意をもって正確な調査を行い，仕様を遵守し，係員と充分な協議を行ったうえで作業の実施に当たること。
 - (2) 漏水を発見した場合は，直ちに漏水内容，漏水箇所を，係員に報告すること。
 - (3) 委託期間中に漏水の疑いが生じた場合は，定期調査終了後であっても，係員の指示により速やかに調査を行うこと。

自家用電気工作物保守点検委託仕様書

1. 受託件名：調布市立小中学校自家用電気工作物保守点検委託

2. 業務種別

- (1) 月例点検 年 1 1 ヶ月
- (2) プール点検 年 1 回（ 5 月 ~ 6 月上旬）
- (3) 定期点検 年 1 回（夏休み期間）

3. 業務細目

- (1) 月例点検
点検項目は，巡視点検月報に基づき行うこと。
受電契約電力を記入する。
電力量計の読みについては，前月分，今月分及び乗率を記入する。
各バンクの漏れ電流を測定する。
受配電設備及び負荷設備機器の保全に努める。
- (2) プール点検
プール開始までに各学校と連絡をとり点検を行うこと。
点検項目
ア 接地抵抗測定
イ 絶縁抵抗測定

- ウ 漏電遮断器取付状況
 - エ 漏電遮断器の特性試験
 - オ 電動機保護装置の確認
- (3) 定期点検
- 夏休み期間中に、東京電力及び各学校と連絡をとり点検を行うこと。
受配電設備の単線結線図及び負荷側の名称を記入し提出する。
設備台帳を提出すること。
変電室内の機器のゴミ、ホコリ等を取り除き、清掃を行うこと。(高圧機器配線も含む)
- 点検項目
- ア 過電流継電器の連動試験
 - イ 高圧地絡継電器の連動試験
 - ウ 接地抵抗測定
 - エ 高圧関係絶縁測定
 - オ 低圧関係絶縁測定
 - カ 絶縁油試験(OCB, 変圧器)
 - キ 漏電遮断器試験
 - ク 遮断器試験(, との連動)
 - ケ 高圧回路及び各分電盤等の締めつけ状況
- その他
- (1) 点検報告書をそのつど提出し、総括表を添付すること。
 - (2) 各報告書に添付する総括表には、点検指摘事項及びその処置方法、対策等について具体的に記入すること。
 - (3) 点検報告書の不備があったとき及び市担当者から指示があったときは、再点検を行うこと。
 - (4) 定期点検時、テレビ共同受信設備を有する学校については、発電機によりその設備に電気を供給すること。
 - (5) 提出する書類の書式は統一すること。

テレビ共同受信設備保守点検委託仕様書

1. 件名：小・中学校テレビ共同受信設備保守点検委託
2. 目的：本点検業務は、学校周辺のテレビ電波障害の除去対策として設置した共同受信設備を、年1回保守点検を行い、最良の画像が得られるよう維持管理を行うものです。
3. 点検項目
 - (1) 機器類の外観，機能点検
機器類の目視点検，各増幅器のレベルチェック
 - (2) 端末レベルの測定
分岐器，分配器等の端末レベル測定
 - (3) 各テレビの画像点検
受信設備加入者のテレビの画像点検を行い，系統別にシステムの作動を確認する。
4. 報告等
 - (1) 報告書は速やかに提出し，指摘事項は総括表を作成し，原因と対策を記入する。
 - (2) 受信本体部より設備加入者全戸の平面，系統図を各機器類及び占用，仕様物件の状況が把握できるよう作成する。
 - (3) 写真は，各系統ごとに一箇所全チャンネルを撮影し提供する。
5. その他
委託期間中に異常作動があった場合，学校及び市の担当者から連絡を受けたときは，速やかに，出勤し対策を講ずること。

調布市立小学校防災設備保守点検委託仕様書

1. 件名：調布市立小学校防災設備保守点検委託
2. 目的：消防法17条の3の3及び消防法施行規則第31条の4の規定に基づき，対象物件内にある各消防設備の点検を行い，もって消防設備の正常な機能を維持することを目的とする。
3. 業務種別
 - (6) 消防用設備点検
 - ア 自動火災報知設備
 - イ 防火・防排煙設備点検
 - ウ 誘導灯及び誘導標識点検
 - エ 消火器点検(総合点検時)
 - (7) 非常放送設備点検
 - (8) 屋内消火栓点検

4. 点検項目

消防設備の総合動作確認を行う。

- (1) 消防用設備点検
 - ア 自動火災報知設備
 - イ 防火・防排煙設備点検
 - ウ 誘導灯及び誘導標識点検
 - エ 消火器点検
- (2) 非常放送設備点検
 - ア 増幅器
 - イ 遠隔操作器
 - ウ 非常用バッテリー
 - エ スピーカー スピーカー位置及び機器の種類も記入する。
 - オ 音響測定 各回線ごとに測定する
 - カ 配線点検
総合点検 ア～カ 外観・機能点検 ア～エ
- (3) 屋内消火栓点検
 - ア 消火栓ポンプ
 - (ア) 補給水槽及び呼水槽の動作確認
 - (イ) 直結芯出手直し調整
 - (ウ) 異常・悪臭の点検
 - (エ) 電圧・電流、絶縁・線間抵抗の測定
 - (オ) 操作盤のシーケンスチェック及び必要に応じ清掃
 - (カ) 配管類について、サビ及び漏水、水温等の点検
 - (キ) 弁類について、サビ及び開度等の点検
 - (ク) ポンプ室内部の点検（マンホール及び水溜り等）
 - (ケ) その他付属機器点検（計測器も含む）
 - (コ) グランドパッキンその他消耗品の物の交換を行う。
- (4) 消火栓箱
 - (ア) 箱体の外観
 - (イ) ホースの状況
 - (ウ) 発信機の動作確認
 - (エ) 表示灯の動作確認
 - (オ) 電鈴の鳴動確認
 - (カ) 弁類について、サビ及び開度等の点検

5. 点検期間

- (1) 総合点検 7月～8月
- (2) 外観・機能点検 1月～3月

6. 報告等

- (1) 点検票は、消防法施行規則第31条の4の規定により提出する。
- (2) 各校の指摘事項は、総括表を作成し、原因と対策を記入すること。
- (3) 報告書は、各校にインデックスをつけ設備別に提出する。
- (4) 写真は、不良箇所及び指示されたものについて提出する。
- (5) 総合点検は9月、外観・機能点検は3月にそれぞれ書類を提出する。
- (6) 各設備の管理台帳を作成し提出すること。

7. 提出書類

担当者の指示する書類を、延滞なく提出すること。

8. その他

- (1) 軽微な補修は無償で行う。
- (2) 緊急連絡体制をとり、契約期間に異常作動があった場合、学校及び市の担当者から連絡を受けたときは、速やかに出勤し対策を講ずる。

救助袋保守点検委託仕様書

1. 件名：調布市立小・中学校救助袋保守点検委託
2. 目的：消防法第17条第1項に定める防火対象物における消防設備について、同法第17条の3の3に基づき点検を行う。
3. 点検回数及び実施月
 - (1) 総合点検 1回 7～8月
 - (2) 外観・機能点検 1回 1～3月
4. 点検内容

別紙「非難器具の点検の基準」によって行う。

5. その他

- (1) 報告書及び作業写真は、市担当者の指示に従い提出すること。
- (2) 総合点検は9月、外観機能点検は3月にそれぞれ書類を提出する。

避難器具の点検の基準

(昭和55年9月29日 消防庁告示第8号)

1. 外観点検

(1) 周囲の状況

ア 設置場所

非難に際し容易に接近できるかどうかを確認すること。

イ 操作面積

付近には当該器具の操作上支障となるものがなく、必要な面積が確保されているかどうかを確認すること。

ウ 開口部

器具が取り付けられる開口部は容易に、かつ、安全に開放でき、必要な面積が確保されているかどうかを確認すること。

エ 降下空間

降下上障害となるものがなく、必要な広さが確保されているかどうかを確認すること。

オ 避難空間

避難上障害となるものがなく、必要な広さが確保されているかどうかを確認すること。

(2) 標識

変形、損傷、脱落、汚損等がないかどうかを確認すること。

2. 機能点検

(1) 器具本体

変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい吸湿、錆、カビ、油の付着等がなく、結合部及び結び目が緊結されているかどうかを確認すること。

(2) 取付具及び支持部

ア 本体

変形、損傷、ねじれ、曲がり、接合部の緩み等の強度上の支障がなく、回転部が円滑に回転するかどうかを確認すること。

イ 救助袋の固定環

変形、損傷、著しい腐食、土砂の堆積等がなく、保護蓋等は容易に開放できるかどうかを確認すること。

(3) 格納状況

ア 格納方法

容易に使用できる状態にあるかどうかを確認すること。

イ 通風性等

通風性がよく、床に直接触れていないか、ねずみ等の侵入を防止する措置が施されているかどうかを確認すること。

3. 総合点検

次の事項について実施し、各部に変形、損傷等がなく、円滑に行えるかどうかを確認すること。

- (1) 開口部の開放、器具の取り付け、その他安全降下の準備
- (2) 器具に応じた正常な降下
- (3) 巻き上げ、取り外し、折り畳み、その他の当該避難器具に応じた正常な格納

注意：点検の細部実施要領については、昭和55年9月29日消防法第201号通達に示す「点検要領」の点検方法及び判定方法に基づいて行うものとする。

体育館舞台装置保守点検委託仕様書

本委託業務は、次に掲げる体育館舞台装置の保守点検を行うものである。

1. 点検箇所

種類・装置	吊紐	滑車	昇降装置	ワイヤー
一文字幕	*			
袖幕	*			
見切幕	*			
バック幕	*			
カスミ幕	*			
緞帳	*	*	*	*
バトン	*	*	*	*
ポーターライト	*	*	*	*
スクリーン	*	*	*	*

2. 点検内容
 - (1) 吊紐
舞台吊物装置に用いられる紐の張り具合を調整する。
 - (2) ワイヤ ロープ
異常なゆるみがなく、ロープは滑車、受けローラ等から外れていないか。また、結末端部は異常なく、かつ、緩みがないかを調査し、調整する。
 - (3) 枝滑車・元滑車
ロープの外れがなく、ワイヤーの掛りは確かか。また、異常な回転、騒音、振動がないかを調査し、調整する。
 - (4) 吊りパイプ
吊り荷重は許容内で分布されているか。また、パイプへの吊り方、吊り材料、吊る数量が正規かを調査し、調整する。
 - (5) 昇降装置（手動ウインチ）
機器の注油及びグリスアップを施し、昇降装置のワイヤーの張り及び制動装置の具合を調査し、調整する。
 - (6) 電動機
運転中の異常音、振動、異臭はないか。また、取付け状態は強固であるかを調査し、調整する。
 - (7) 操作盤
運転押釦スイッチ等に異常がなく、取付けは強固であるか。また、表示灯は正常に点灯し、照度は平常と変化がないかを調査し、調整する。
 - (8) 上・下限スイッチ類
変形・損傷はなく、取付けは強固で確実に作動するよう充分調整されているか。また、取付け位置は停止精度を確保される地点に調整されているかを調査し、調整する。
3. 提出書類
 - (1) 点検報告書
 - (2) 写真
 - (3) 修繕見積書
 - (4) その他

屋外運動器具保守点検委託仕様書

本委託業務は、次に掲げる屋外の運動器具の保守点検を行うものである。

1. 委託場所 調布市小島1丁目8番地1 ほか28校
2. 点検器具
 - (1) 鉄棒
 - (2) 雲梯
 - (3) ジャングルジム
 - (4) 半登棒
 - (5) 屋外バスケット
 - (6) サッカーゴール
 - (7) その他
3. 点検内容
 - (1) 運動遊具の外観点検（目視・打振・触振）
 - (2) 可動部分の調整・注油
 - (3) ボルト類の締め付け
 - (4) 身体に携帯し、移動できる工具類による軽微な修理
 - (5) 固定運動用具の土中部（約10cm程度）の外観点検及び錆止塗装
 - (6) その他、現場の状況、使用者の年代などを考慮し、器具等の安全を第一の重点として、点検にあたること。
 - (7) その他
4. 調査報告
調査報告は、点検終了後速やかに担当者に提出するとともに、運動器具の状態が危険であったり、早急に撤去修理を要すると判断されたものについては、担当者に報告し協議する。
5. その他
 - (1) 運動器具は丁寧扱い、損傷、破損する事のないよう注意する。
 - (2) 作業日程表は、事前に学校と協議し、担当者に提出する。
6. 提出書類
 - (1) 点検報告書
 - (2) 写真
 - (3) 修繕見積書
その他

<p>1 外構等保守管理の対象</p> <p>2 業務内容</p> <p>3 点検項目</p>	<p>敷地内の外構施設・工作物及び植栽を対象とする。</p> <p>施設の機能と環境を維持し、児童の教育をはじめとする公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、外構施設等(工作物を含む)及び施設内の植栽の各々について、点検・保守、修理、交換、及び緑樹の保護・育成・処理等を行う。</p>
<p>(1) 業務全般</p> <p>(2) 外構施設等保守管理</p> <p> ア 外構設備</p> <p> イ 敷地地盤</p> <p> ウ 地中設備</p> <p>(3) 工作物保守管理</p> <p>(4) 植栽維持管理</p> <p> ア 施肥、灌水、 病害虫の防除等</p> <p> イ 剪定、刈り込み、 除草等</p> <p> ウ 養生</p>	<p>外構施設、工作物及び植栽の保守管理に当たっては、予め定められた要求水準を満たすための適切な業務計画を作成し、実施すること。</p> <p>その他、本業務の全般に係る事項については「3. 維持管理業務総則 3)維持管理業務全般に関わる共通仕様事項」を参照のこと。</p> <p>以下の外構施設及び設備を、機能・安全・美観上適切な状態に保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 門扉、手摺り・フェンス、広場モニュメント、ベンチ類、屋外消火栓、U字溝等 □ 各種外部舗装床、屋外運動場舗装、縁石等 □ 埋設配管、側溝、マンホール、排水桝、暗渠等 <p>以下の工作物を機能・安全・美観上適切な状態に保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各種サイン、フラッグポール、外灯、駐車場・駐輪場設備、冷却塔、校庭運動施設、飼育小屋、校庭トイレ、花壇、体育倉庫、煙突、水飲み、擁壁等 <p>植栽維持管理に関わる以下の諸作業を実施し、施設内の緑樹を保護・育成・処理して豊かで美しい都市自然環境を維持する(植栽の種類・配置については【図2】植栽配置図を参照のこと。)</p> <p>状況と植物の種類に応じて適切な方法により施肥・灌水及び病害虫の防除等を行い、植栽を良好な状態に保つ。</p> <p>植栽が風によって折れたり倒れたりすることのないよう、樹木の種類に応じて剪定、刈り込み、除草等を行う。その他の場合でも、施設の美観を維持し、植栽が見苦しくならないよう、適時作業を行う。</p> <p>高い木や長い枝などが強風で折れないように補強したり、樹木の種類に応じて冬の寒さから適切な方法で樹木を保護する等の処置を行う。</p>